

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	姫路市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://cmssv.city.himeji.hyogo.jp/s30/2212077/_39257.html

執行機関名 姫路市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)及び難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に定める難病をいう。以下同じ。)の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 市長の項小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)及び難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に定める難病をいう。以下同じ。)の患者の福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第2条, 第3条	姫路市愛の福祉金事業運営要綱第1条、第2条1号
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に児童を心身をとともに健やかに育成する責任を負う。 第3条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>社会的擁護を要する者のうち真に法外擁護を必要とする者</u> に対し、見舞金及び必要な資金(以下「福祉金」という。)を給付し、貸付け、又はその他必要な福祉事業を実施することにより、その生活の安定と自立の擁護を図り、 <u>福祉の増進に寄与</u> することを目的とする。 第2条 給付金の給付、貸付け及びその他必要な福祉事業の対象となる者は、本市に住所を有し、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 難病患者又は <u>小児慢性特定疾病児童</u> で援護を有する者

⑦独自利用事務の関連規範

姫路市愛の福祉金事業運営要綱,姫路市難病患者等受診支援金支給要領